

名誉会長、参与、顧問、相談役委嘱内規

平成 10 年 6 月 22 日 制 定

平成 17 年 7 月 20 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この内規は、規約第 12 条の 2 の規定による名誉会長、参与、顧問及び相談役について、その委嘱及び任期に関する事項を定める。

(名誉会長の委嘱基準)

第 2 条 東京税理士会麹町支部の支部長を名誉会長に委嘱するものとする。

2 この規程を適用するときにおいて、本連盟役員の職にある者は名誉会長に委嘱することができない。

(参与の委嘱基準)

第 3 条 東京税理士会麹町支部の支部長を除く常任幹事会の構成員を参与に委嘱するものとする。

2 第 2 条第 2 項の規程は、参与について準用する。

(顧問の委嘱基準)

第 4 条 本連盟の会長、名誉会長及び東京税理士政治連盟の会長または副会長に在任したことのある者は、顧問に委嘱する。

2 前項のほか、税理士政治連盟の事業に関し学識経験を有する者を顧問に委嘱することができる。

3 第 2 条第 2 項の規程は、顧問について準用する。

(相談役の委嘱基準)

第 5 条 本連盟の副会長及び東京税理士政治連盟の幹事会に在任したことのある者は、相談役に委嘱するものとする。

2 前項のほか、税理士政治連盟の事業に関し学識経験を有する者を相談役に委嘱することができる。

3 第 2 条第 2 項の規程は、相談役について準用する。

(任期)

第6条 名誉会長、参与、顧問及び相談役の任期は、次の各号にかかげる区分に応じ、当該各号にかかげる期間とする。

- 1 第2条及び第3条該当者 東京税理士会麹町支部の支部長、常任幹事の在任期間
- 2 第4条第1項及び第5条第1項該当者 終身
- 3 第4条第2項及び第5条第2項該当者 当該顧問及び相談役を委嘱した会長の在任期間

(この内規の改廃)

第7条 この内規を改正または廃止しようとするときは、幹事会の承認を経るものとする。

附 則

この内規は、平成10年6月22日から施行する。

附 則

この改正内規は、平成17年7月20日から施行する。